

(H30)

改 正	現 行	備 考
<p><b>第 1 章 調査、計画標準歩掛</b></p> <p><b>第 4 節 道路施設点検業務</b></p> <p>4-2 橋梁定期点検業務等積算基準</p> <p>4-2-1 適用範囲</p> <p>この積算基準は、「橋梁定期点検要領（平成 31 年 3 月）国土交通省道路局国道・技術課」（以下、「定期点検要領」という）および「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）（平成 28 年 12 月）国土交通省道路局国道・防災課」（以下、「第三者要領」という）に基づき実施する橋梁定期点検業務に適用する。</p> <p>なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。</p> <p>4-2-4 適用範囲</p> <p>(4) 状態の把握（点検）</p> <p>「定期点検要領」に基づき、橋梁点検車、高所作業車、点検用足場、あるいは梯子等を用いて、橋梁点検を近接目視にて行う。また、必要に応じて橋梁台帳の記載事項を補完するために現地計測を行う。</p> <p>(6) 点検調書作成</p> <p>1) 状態の把握（点検）</p> <p>点検結果をもとに、「定期点検要領」付録-3 定期点検結果の記入要領（定期点検記録様式（その 1）～（その 5））及びデータ記録様式（その 9）～（その 13））に基づき点検調書を作成する。この際の損傷程度の評価は、「定期点検要領」付録-2 損傷程度の評価要領による。</p> <p>2) 第三者被害予防措置</p> <p>点検結果をもとに、「定期点検要領」付録-3 定期点検結果の記入要領（データ記録様式（その 9）～（その 12））に基づき点検調書を作成する。この際の損傷程度の評価は、「第三者要領」付録-III 措置記録記入要領による。</p>	<p><b>第 1 章 調査、計画標準歩掛</b></p> <p><b>第 4 節 道路施設点検業務</b></p> <p>4-2 橋梁定期点検業務等積算基準</p> <p>4-2-1 適用範囲</p> <p>この積算基準は、「橋梁定期点検要領（案）（平成 26 年 3 月）国土交通省道路局国道・防災課」（以下、「定期点検要領」という）および「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）（平成 28 年 12 月）国土交通省道路局国道・防災課」（以下、「第三者要領」という）に基づき実施する橋梁定期点検業務に適用する。</p> <p>なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。</p> <p>4-2-4 適用範囲</p> <p>(4) 定期点検</p> <p>「定期点検要領」に基づき、橋梁点検車、高所作業車、点検用足場、あるいは梯子等を用いて、橋梁点検を近接目視にて行う。また、必要に応じて橋梁台帳の記載事項を補完するために現地計測を行う。</p> <p>(6) 点検調書作成</p> <p>1) 定期点検</p> <p>点検結果をもとに、「定期点検要領」付録-3 定期点検結果の記入要領（点検調書（その 1）～（その 9））に基づき点検調書を作成する。この際の損傷度評価は、「定期点検要領」付録-1 損傷評価基準による。</p> <p>2) 第三者被害予防措置</p> <p>点検結果をもとに、「定期点検要領」付録-3 定期点検結果の記入要領（点検調書（その 5）～（その 8））に基づき点検調書を作成する。この際の損傷度評価は、「第三者要領」付録-III 措置記録記入要領による。</p>	

(H30)

改 正	現 行	備 考																																																																				
<p>4-2-5 標準歩掛 (4) 状態の把握 (点検)</p> <p>特定の溝橋等以外 (1日当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分 \ 職 種</th> <th colspan="5">直接人件費</th> </tr> <tr> <th>主任技師</th> <th>技師 (A)</th> <th>技師 (B)</th> <th>技師 (C)</th> <th>技術員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期点検</td> <td></td> <td></td> <td>1.0</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上記歩掛は、仮設備を含まない上下部構造の点検歩掛である。 2. 足元条件は表4. 2によるものとする。なお、1橋梁で複数の足元条件となる場合は支配的な足元条件を適用する。 3. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの点検日数を定めるものとする。 4. 上記歩掛には、橋梁間の移動時間、台帳補完のための現地計測も含む。 5. モニター式点検車歩掛については別途計上する。 6. 橋梁点検の内業 (結果とりまとめ) は「(6) 点検調書作成」で計上する。 7. 仮設費 (作業用足場等近接手段) は別途計上する。 8. 定期点検面積及び点検日数は小数第1位 (小数第2位を四捨五入) とする。 9. 夜間作業で深夜に点検を行う場合は、深夜割り増しを行うこと。 10. 特定の溝橋等については、「橋梁定期点検業務等積算基準 (暫定版) (平成31年3月) 国土交通省道路局国道・技術課」を参照すること。</p> <p>(6) 点検調書作成 1) 状態の把握 (点検) (1日当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分 \ 職 種</th> <th colspan="5">直接人件費</th> </tr> <tr> <th>主任技師</th> <th>技師 (A)</th> <th>技師 (B)</th> <th>技師 (C)</th> <th>技術員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期点検の点検調書作成</td> <td></td> <td></td> <td>0.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上記歩掛は、健全性の診断を含まない定期点検記録様式 (その1) ~ (その5) 及びデータ記録様式 (その9) ~ (その13) の作成を行う歩掛である。健全性の診断を行い、定期点検記録様式 (その6) ~ (その8) の作成を行う場合については、別途計上する。 2. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの調書作成日数を定めるものとする。 3. 定期点検面積が 300 m<sup>2</sup>を超える場合の下限値は 1.6 日とする。 4. 定期点検面積及び調書作成日数は小数第1位 (小数第2位を四捨五入) とする。</p>	区 分 \ 職 種	直接人件費					主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	定期点検			1.0	1.5	1.0	区 分 \ 職 種	直接人件費					主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	定期点検の点検調書作成			0.5	1.0	1.0	<p>4-2-5 標準歩掛 (4) 定期点検 (1日当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分 \ 職 種</th> <th colspan="5">直接人件費</th> </tr> <tr> <th>主任技師</th> <th>技師 (A)</th> <th>技師 (B)</th> <th>技師 (C)</th> <th>技術員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期点検</td> <td></td> <td></td> <td>1.0</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上記歩掛は、仮設備を含まない上下部構造の点検歩掛である。 2. 足元条件は表4. 2によるものとする。なお、1橋梁で複数の足元条件となる場合は支配的な足元条件を適用する。 3. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの点検日数を定めるものとする。 4. 上記歩掛には、橋梁間の移動時間、台帳補完のための現地計測も含む。 5. モニター式点検車歩掛については別途計上する。 6. 橋梁点検の内業 (結果とりまとめ) は「(6) 点検調書作成」で計上する。 7. 仮設費 (作業用足場等近接手段) は別途計上する。 8. 定期点検面積及び点検日数は小数第1位 (小数第2位を四捨五入) とする。 9. 夜間作業で深夜に点検を行う場合は、深夜割り増しを行うこと。</p> <p>(6) 点検調書作成 1) 定期点検 (1日当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分 \ 職 種</th> <th colspan="5">直接人件費</th> </tr> <tr> <th>主任技師</th> <th>技師 (A)</th> <th>技師 (B)</th> <th>技師 (C)</th> <th>技術員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期点検の点検調書作成</td> <td></td> <td></td> <td>0.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上記歩掛は、健全性の診断を含まない点検調書 (1) ~ (9) の作成を行う歩掛である。健全性の診断を行い、点検調書 (10), (11) の作成を行う場合については、別途計上する。 2. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの調書作成日数を定めるものとする。 3. 定期点検面積が 300 m<sup>2</sup>を超える場合の下限値は 1.6 日とする。 4. 定期点検面積及び調書作成日数は小数第1位 (小数第2位を四捨五入) とする。</p>	区 分 \ 職 種	直接人件費					主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	定期点検			1.0	1.5	1.0	区 分 \ 職 種	直接人件費					主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	定期点検の点検調書作成			0.5	1.0	1.0	
区 分 \ 職 種		直接人件費																																																																				
	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員																																																																	
定期点検			1.0	1.5	1.0																																																																	
区 分 \ 職 種	直接人件費																																																																					
	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員																																																																	
定期点検の点検調書作成			0.5	1.0	1.0																																																																	
区 分 \ 職 種	直接人件費																																																																					
	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員																																																																	
定期点検			1.0	1.5	1.0																																																																	
区 分 \ 職 種	直接人件費																																																																					
	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員																																																																	
定期点検の点検調書作成			0.5	1.0	1.0																																																																	